

ご説明

資料

2012年6月28日

大阪府受動喫煙防止対策検討部会

日本たばこ産業株式会社

説明資料(大阪府受動喫煙防止対策検討部会)

1. JTの基本スタンス

- ・受動喫煙について

2. JTの取組み

- ・喫煙マナー向上の啓発活動
- ・快適な分煙環境整備活動(自治体施設、民間施設)
- ・分煙コンサルティング活動
- ・店頭表示貼付推進活動

3. 健康増進法の認知率と対策状況

4. 禁煙・分煙化の進展状況

5. 東京都の取組み

6. 飲食店での規制影響

7. 喫煙スペース設置のコストイメージ

資料1 JTの基本的スタンス

はじめに

環境中たばこ煙は、喫煙者が吸入した煙(主流煙)の吐出煙と、たばこの先端から出る煙(副流煙)とが、空気中で拡散し、薄められたものです。また、このような環境中のたばこ煙を喫煙者の周囲の人が吸い込むことを「受動喫煙」と呼ぶことがあります。

環境中たばこ煙は、周囲の方々、特にたばこを吸わないの方々にとっては迷惑なものとなる場合があります。また、気密性が高く換気が不十分な場所では、環境中たばこ煙は、眼、鼻および喉への刺激や不快感などを生じさせることがあります。このため、私たちは、周囲の方々への気配り、思いやりを示していただけるよう、たばこを吸われる方々をお願いしています。また私たちは、公共の場所等での適切な分煙に賛成し、積極的に支援しています。

一方、環境中たばこ煙は非喫煙者の疾病の原因であるという主張については、説得力のある形では示されていません。環境中たばこ煙への曝露と非喫煙者の疾病発生率の上昇との統計的関連性は立証されていないものと私たちは考えています。また、環境中たばこ煙は、空気中で拡散し、薄められているので、喫煙者が吸い込む煙中の成分の量と比べると、非喫煙者が吸い込む量は極めて少ないものです。動物で発がん性を評価する試験においても、環境中のたばこ煙により、腫瘍を発生させることは極めて困難です。

なお、乳幼児、子供、お年寄りなどについては、特段の配慮が必要です。例えば乳幼児や子供に関しては、未就学期における環境中たばこ煙への曝露と喘息の悪化等の呼吸器症状との関連性について報告した疫学研究が多数あります。乳幼児、子供、お年寄りなどは環境中の物質による刺激に対して特に敏感であったり、また自分で意思表示をしたり場所を移動したりすることが難しい場合があるため、その周りでの喫煙は控えることをお勧めします。

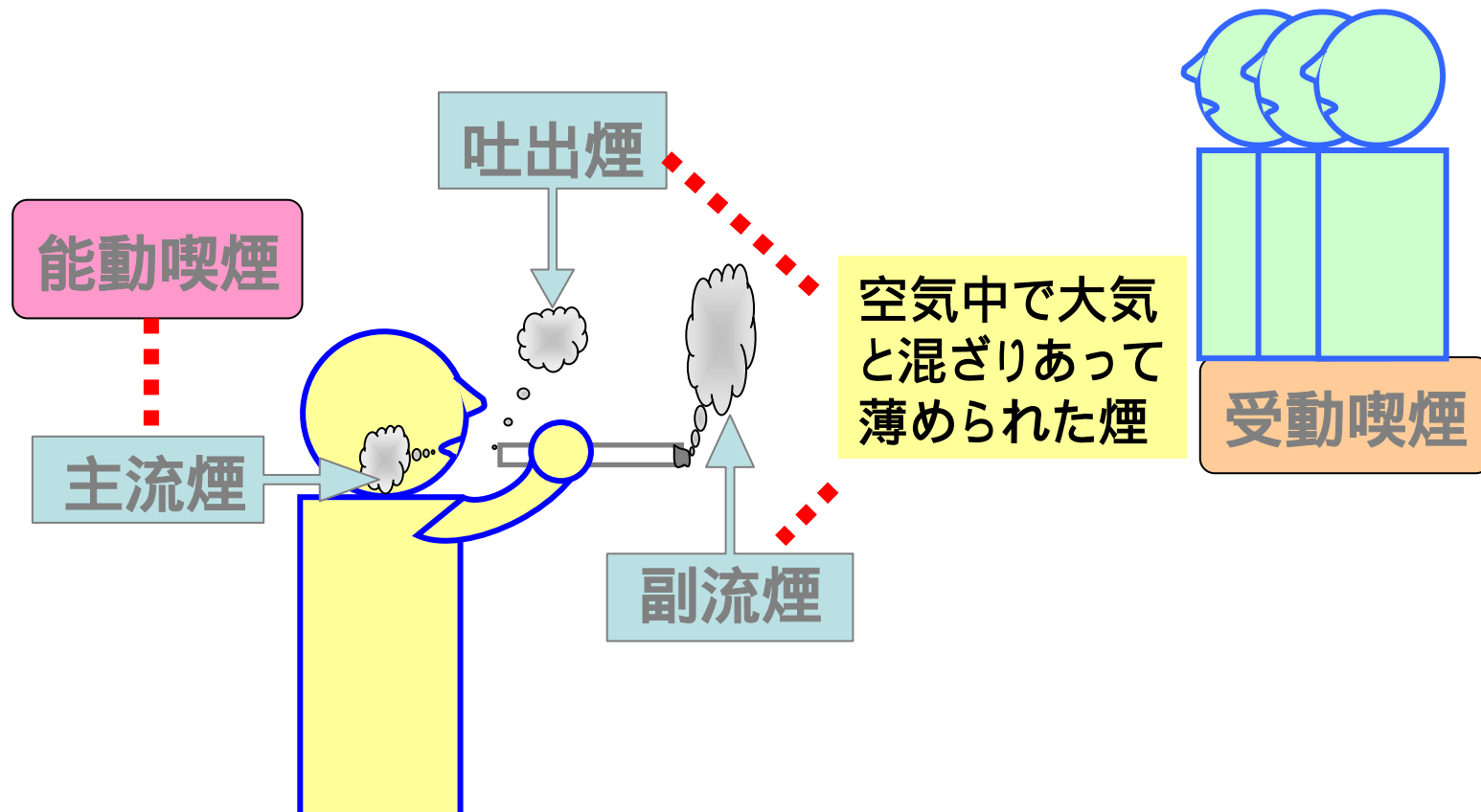
(JT websiteより抜粋)

<http://www.jti.co.jp/corporate/enterprise/tobacco/responsibilities/responsibility/smoke/index.html>

資料1 JTの基本的スタンス

受動喫煙とは？

- 環境中たばこ煙とは、喫煙者が吸い込んだ煙(主流煙)の吐出煙と、たばこの先から立ちのぼる煙(副流煙)が空気中で混ざりあって、希釈されたものです。
- このような環境中たばこ煙を周囲の人が吸い込むことが「受動喫煙」と言われます。

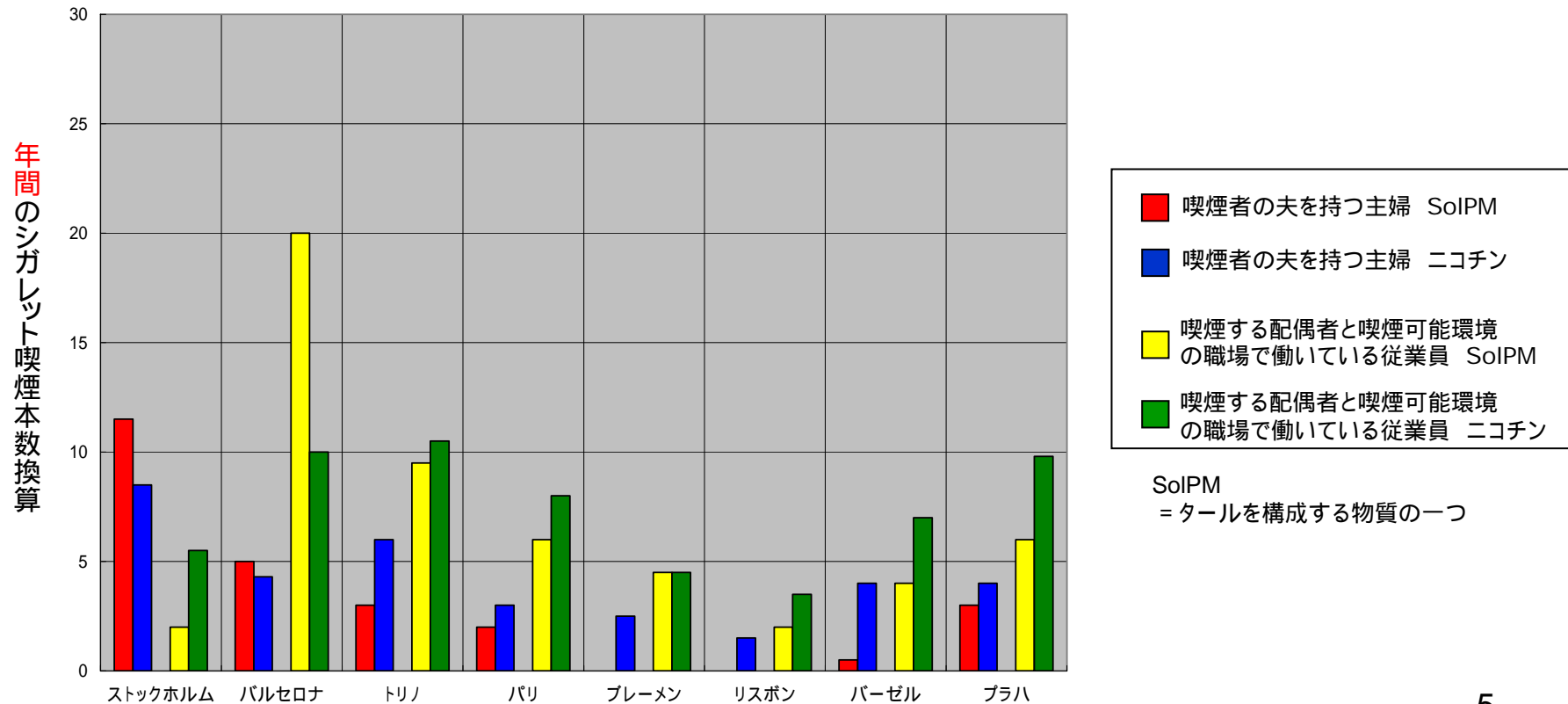


資料1 JTの基本的スタンス

環境中たばこ煙の調査結果

- 環境中たばこ煙は空気中で急速に拡散して薄められるため、周囲の方の吸い込む煙の量は喫煙者が吸い込む煙(主流煙)に比べると非常に僅かな量になります。

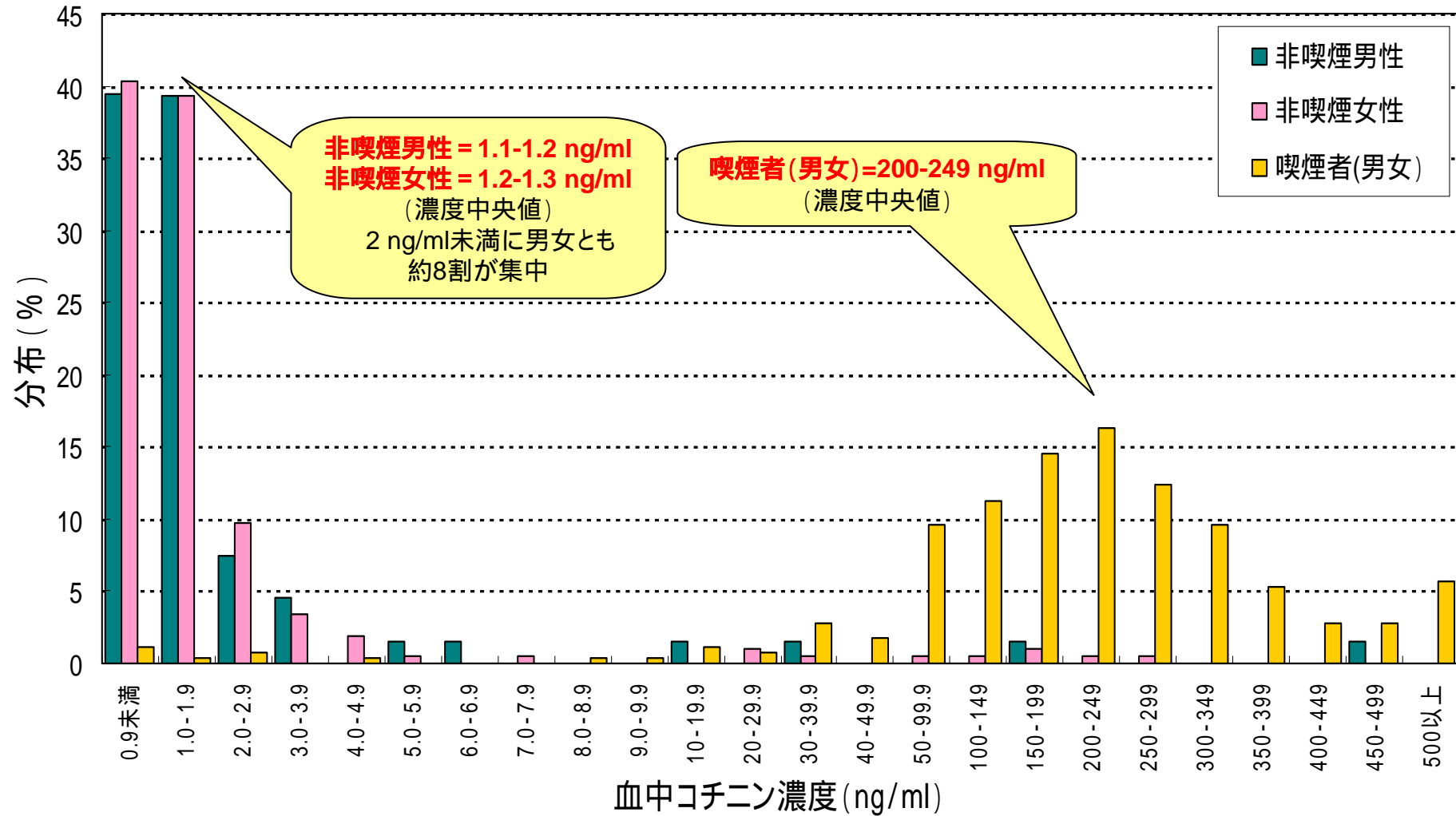
欧州8カ国において非喫煙者が吸い込む「環境中たばこ煙」の調査結果



(Phillips, 1998)

資料1 JTの基本的スタンス

喫煙者・非喫煙者の血中ニコチン濃度



平成15年度国民健康・栄養調査報告(厚生労働省)のデータより作図

資料1 JTの基本的スタンス

受動喫煙の健康影響

(急性影響)

環境中のたばこ煙によって、眼、鼻、喉の 刺激や不快感などの症状が発生することがあります。

(慢性影響)

子供の受動喫煙が呼吸器系疾患や症状の悪化、例えば喘息発作の誘因となることが多くの疫学研究により報告されています。

肺がんなどの慢性疾患については、受動喫煙によってリスクが上昇するという報告と上昇するとは言えないという報告の両方があり一貫していません。

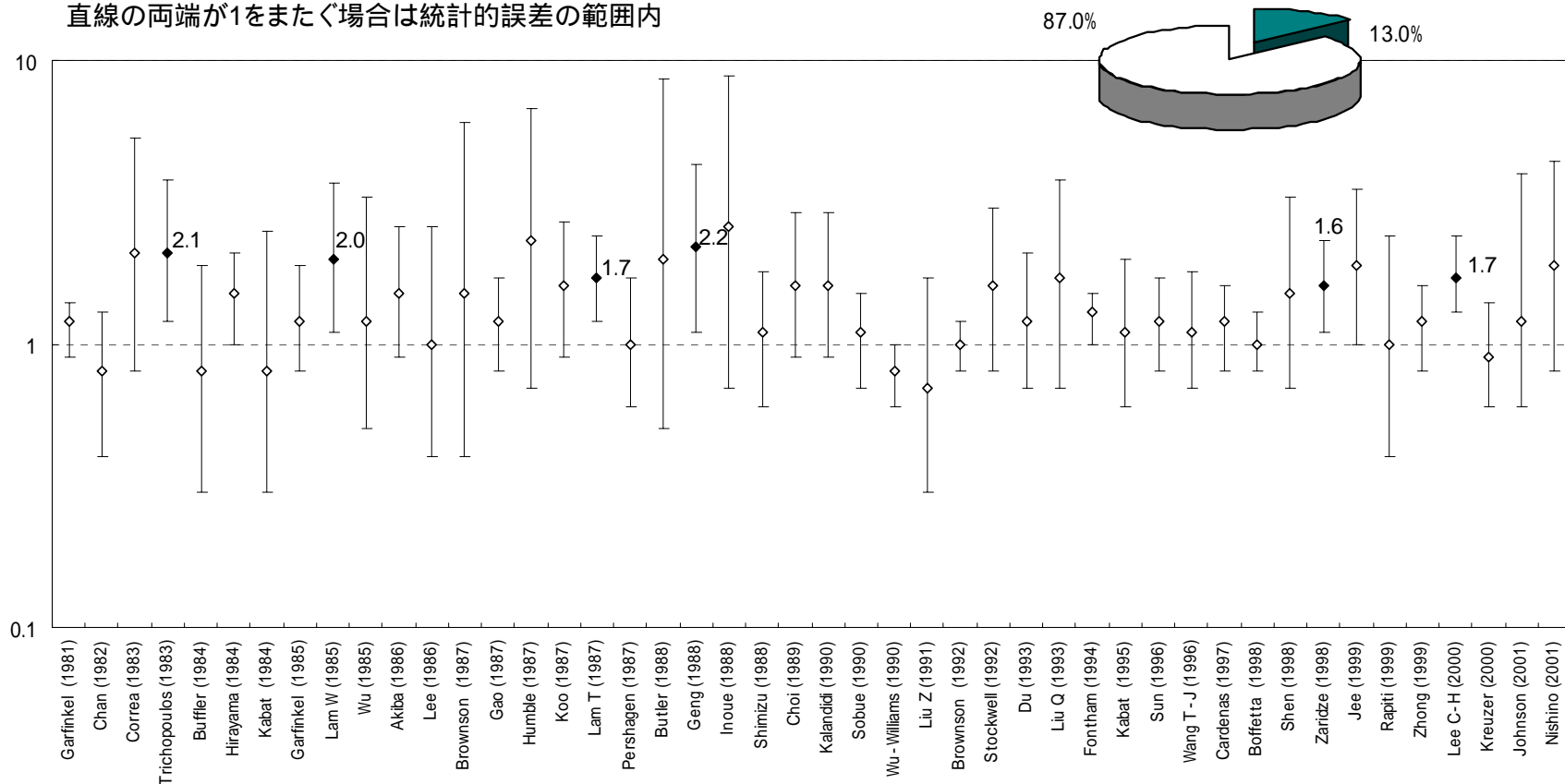
資料1 JTの基本的スタンス

疫学調査(1)

夫から受動喫煙を受ける妻(非喫煙者)の
肺がんリスク

■ 受動喫煙の影響が統計的誤差を超えて認められた論文
□ 受動喫煙の影響が統計的誤差の範囲に含まれた論文

直線の両端が1をまたぐ場合は統計的誤差の範囲内



出典: IARC Monograph No.83(2004)

受動喫煙の影響が統計的誤差を超えて認められた論文は46報告中、6報告(13.0%)

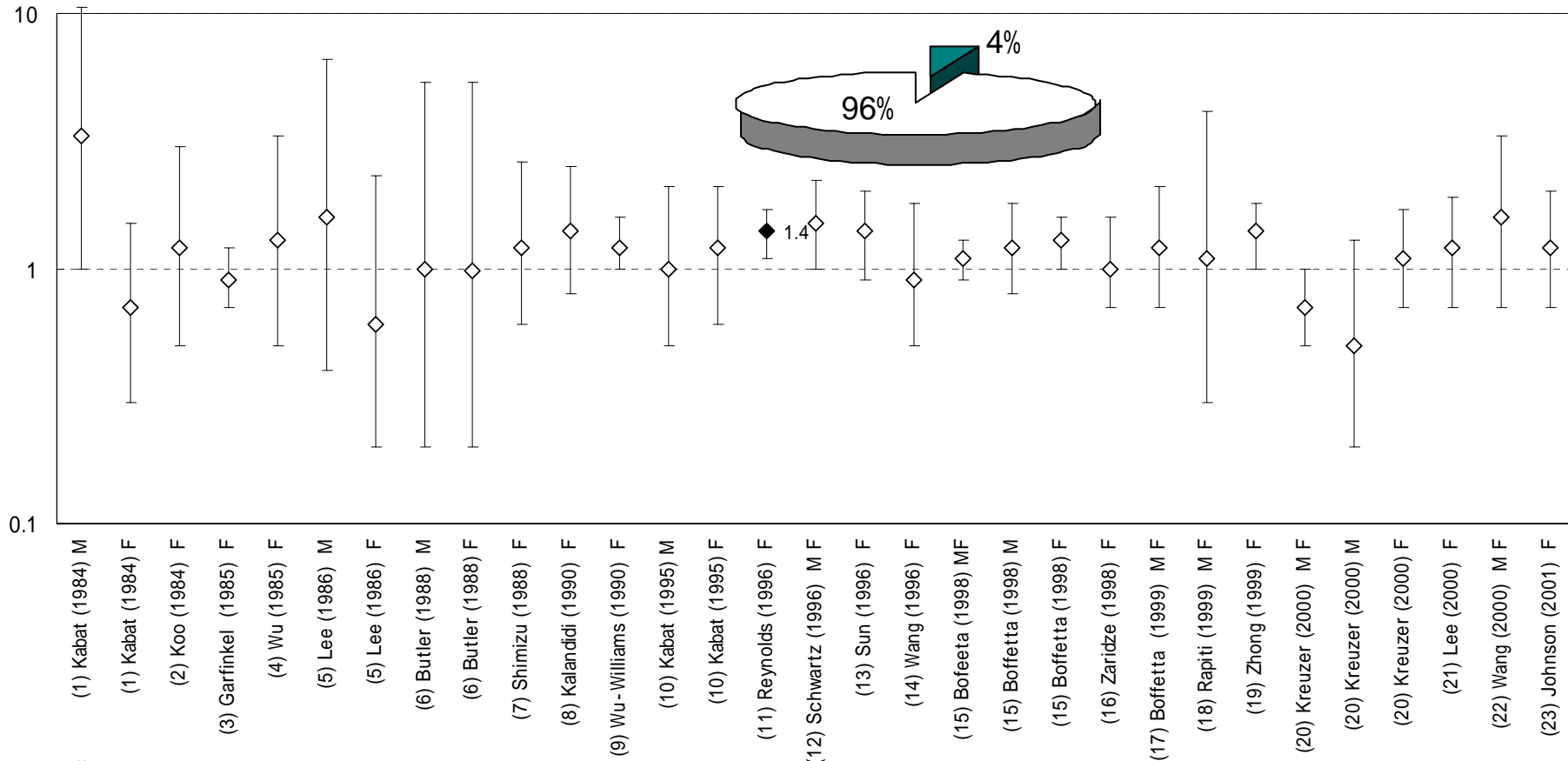
資料1 JTの基本的スタンス

疫学調査(2)

職場で受動喫煙を受ける非喫煙者の 肺がんリスク

直線の両端が1をまたぐ場合は統計的誤差の範囲内

■ 受動喫煙の影響が統計的誤差を超えて認められた論文(数字は相対リスク)
□ 受動喫煙の影響が統計的誤差の範囲に含まれた論文



出典: IARC Monograph No.83(2004)

受動喫煙の影響が統計的誤差を超えて認められた論文は23報告中、1報告(4%)

資料1 JTの基本的スタンス

メタアナリシスによる評価

米国環境保護庁(EPA)の報告(1993年)

:複数の疫学研究結果を統合

(相対リスク)

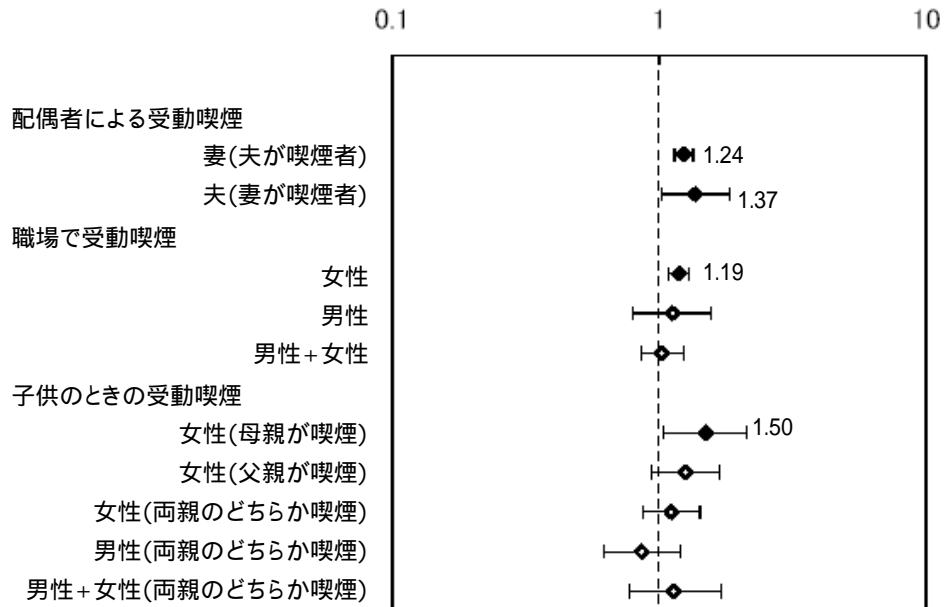


- 米国環境保護庁 (EPA) や国際がん研究機関 (IARC)では、複数の疫学調査結果を統合して分析(メタアナリシス)した結果、受動喫煙は肺がんのリスクを高めると報告しています。

国際がん研究機関(IARC)の報告(2004年)

:複数の疫学研究結果を統合

(相対リスク)



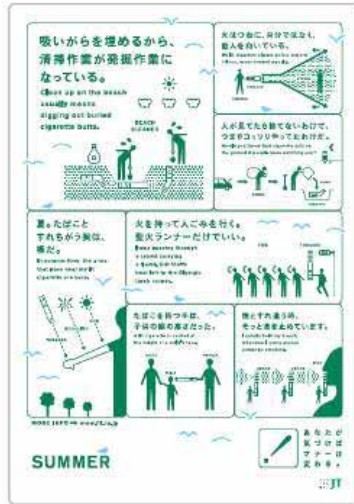
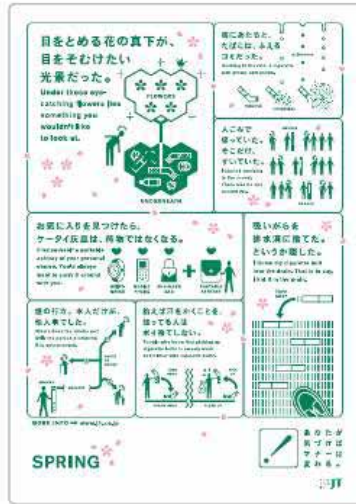
- しかし、このメタアナリシスという手法を用いることには問題があり、受動喫煙リスクについては議論の余地があるという医学専門誌の意見があります。
- EPAによる評価は、リスクがある報告を恣意的に集めた結果であるとして、米国の裁判において、その信頼性について批判がなされています。
- IARC報告のために取りまとめられた46の疫学調査結果の8割近くは、受動喫煙以外の主な要因の影響が排除されていないデータにより分析されています。

資料2 JTの取組み

啓発活動(喫煙マナー向上)

【ポスター】

【新聞広告】



【TV広告】



主人公オフナレ！
ひろら活動が広がっている。
すてない心も広がっている。



吸う人も吸わない人も、
ここちよい世の中へ。



主人公：
分煙してるんだ

友人(社長)：
やっぱりみんなが
気持ちよく過ごせないとさ



友人(果物屋)：
お前社長みたいなこと言うな

友人(社長)：
社長だって！



主人公オフナレ：
ちゃんとまわりを気遣って吸う
その横顔はなんだか
大人に見えた。

資料2 JTの取組み

啓発活動(喫煙マナー向上)

【表参道(ダストボックス&ダストボード)】



【電車(中吊り)】



【新宿(ミロードウォール)】



【原宿(ポスター)】



【道玄坂(フラッグ)】



【新聞】



【ポストカード/コースター】



【ブックカバー】



資料2 JTの取組み

快適な分煙環境整備

ひとの
ときを、
想う。 JT たばこワールド
Tobacco World

JTウェブサイト

サイト内検索 検索

JTの取組み たばこの雑学 エンターテインメント TOP

広告 分煙 清掃活動 アイデア募集 JTの取組みTOP

分煙の基礎知識 分煙アイテム 分煙の写真事例

分煙

吸う人も 吸わない人も こちよ世の中へ。

分煙アイテム

分煙機をはじめ、パーティションや床材、壁材など、分煙スペースで用いられやすいアイテムの数々を概要とともに、メーカー別に紹介。
設備別にメンテナンスのノウハウも掲載しています。

What's New

更新情報を掲載

2011.12.28
「分煙の写真事例」> オフィス・スペシャル」で、JTビル内

分煙の基礎知識

分煙を理解するための基本要素を解説

分煙アイテム

分煙スペースで利用される設備を紹介

分煙の写真事例

シチュエーション別に分煙事例を掲載

資料2 JTの取組み

快適な分煙環境整備(自治体庁舎)

【正面玄関横】



茨城県庁

【福利厚生棟】



鹿児島県庁

【庁舎2階】



山形県庁

【正面玄関横】



資料2 JTの取組み

快適な分煙環境整備(空港)

成田国際空港 国際線 (千葉県)

年間3,200万人の利用者数を誇る成田国際空港。すべての利用者にとっての快適で優しい環境づくりを目指すこの空港では、数多くのスモークラウンジが設置されております。

たばこの煙やニオイを外部にもらさぬよう排気設備などを備えました。

(2008年12月設置)



新千歳空港 (北海道)

年間1,800万人以上の乗客が利用する、新千歳空港。出発フロア内にある喫煙スペースは、たばこの煙やニオイの漏洩防止に配慮し、十分な給排気設備が設けられています。

滞在時間の長い国際線の利用者が快適に過ごせるように、様々な工夫が施されています。

(2010年3月設置)



資料2 JTの取組み

快適な分煙環境整備(駅)

阪急梅田駅構内喫煙所(大阪府)

阪急梅田駅の構内・中央改札を入れて右奥のスペースに新設された”Station Lounge”です。ラウンジの先には、スタンディング形式で喫煙できるモニュメントが飾られ、それらを囲むようにベンチも配置。始発～終電まで駅のオープン時間に合わせ、いつでも利用することが可能であり、人々の待ち合わせスポットにもなっています。

(2008年12月設置)



八重洲地下街(東京都)

東京駅に直結する八重洲地下街内ノオレンジ・ロードの南北に設けられた喫煙スペースです。カウンター式灰皿&スタンド灰皿が設置された「サウススポット」と、スタンド灰皿のみで構成された「ノーススポット」の2カ所があり、10:00～22:00までの利用が可能となっています。

いずれも緊急時の避難場所に指定されているため、完全なオープン・スペースになるように、出入り口や一部の壁面が、収納式の構造になっています。

(2007年10月設置)



資料2 JTの取組み

快適な分煙環境整備(オフィス)

丸の内パークビルディング (東京都)

ショップやレストランに加え、丸の内に芸術・文化を発信する「三菱1号館美術館」や、緑豊かな広場を備えるオフィスビルの5階に喫煙スペースが新設されました。

1つの大きな個室のなかに存在するのは、それぞれが異なる表情を持った4つのコーナー。出入口のスタンディング・スペースをはじめ、「プラズマ・ディスプレイ」の下のベンチ・コーナー、窓際のテーブル・スペース、個室奥のソファ・コーナーと、1人から多人数まで、個々のシチュエーションに応じて選択・利用することができます。 (2009年5月設置)



汐留住友ビル (東京都)

汐留の再開発地区に竣工したオフィス・ビルに、2つのスタイルの喫煙スペースが設置されました。

汐留駅と直結する地下1階には、ビルの稼働時間と併せ、朝5時～深夜24時まで利用可能な個室型の喫煙スペースが登場。インテリアとして携帯灰皿がディスプレイされているほか、モダンな灰皿&ツールが配され、利用者の好評を得ています。地下1階のビルの脇には屋外型の喫煙スペースを配置。人でのぎわう汐留エリアのマナーの向上にひと役かっています。

(2009年4月設置)



資料2 JTの取組み

快適な分煙環境整備(商業施設)

大丸大阪・梅田店 (大阪府)

JR大阪駅の再開発によりオープンした「大阪ステーションシティ」。その開業に合わせ、リニューアルを行った大丸大阪・梅田店に喫煙スペースが設置されました。

4階の婦人くつ・バッグ・肌着のフロアと9階メンズのフロアに各1箇所、14階のレストランフロアに2箇所と、館内には計4つの喫煙スペースが設けられ、利用者から好評を得ています。

(2010年8月設置)



阪急西宮ガーデンズ (兵庫県)

阪急西宮北口に直結する生活提案型のショッピングモール内に、9箇所の喫煙スペースが設置されました。

1階に3箇所、2階に2箇所、3階～5階に各1箇所ある喫煙スペースは、全てインテリアが異なり、屋上庭園内のスペースも含め、バリエーションも豊か。268店舗が集い、西日本最大級のスケールを誇る空間で、幅広い層の人々に利用されています。

(2008年11月設置)



資料2 JTの取組み

分煙コンサルティング活動

施設管理者による「受動喫煙防止の取組み」の支援

- JTでは、2004年より社内に「分煙コンサルティングチーム」を設け、公共施設や商業施設、オフィスなど、各施設の特徴やそれらを利用される方々のニーズに応じた“分煙コンサルティング”を実施しています。これまでの累計コンサルティング実績は約3,000件です。

* 2011年度1年間のコンサルティング実績 421件

- “たばこを吸われない方”に配慮した上で、“たばこを吸われる方”も満足できる分煙方法についての知見提供・提案・アドバイスを、無償で行っています。



資料2 JTの取組み

分煙コンサルティング活動(オフィス)

相談内容

社員向けの喫煙室からニオイが非喫煙エリアに流れて社員から苦情がきている。
排気装置の追加など設備対応が困難であり、何か他に有効な解決法はないか？

(施工後)

コンサルティングの流れ

- STEP 1 現地喫煙場所を訪問し、実際の使用状況を確認調査
喫煙室に向かう気流がないことが漏れの原因
- STEP 2 喫煙環境改善の提案書を作成し説明
(出入口部の開口面積を狭めるご提案)
- STEP 3 施設側が喫煙室入口にビニールカーテンを設置
- STEP 4 施設管理者と出入口の風向・風速を測定し、十分な
気流(0.2m/s以上)が担保されていることを確認

結果

「ニオイの漏れがなくなり、社員からの苦情もなくなった。」



ビニールカーテン

開口部

資料2 JTの取組み

分煙コンサルティング活動(イベントホール)

相談内容

イベントによっては、屋内喫煙場所周辺に人があふれ、通路全体に煙が広がっている。屋外にも喫煙場所はあるが、限られた休憩時間中に、喫煙者全員を広い敷地内の屋外の喫煙場所に誘導することは困難であることから、なんとか屋内の喫煙場所を改善できないか？

コンサルティングの流れ

- STEP 1 JT分煙試験室にて、施設担当者とともに、デモンストレーションを実施
- STEP 2 現地喫煙場所を訪問し、実際の使用状況を確認調査し、改善方法を施設担当者と協議
- STEP 3 施設側にて、排気装置を設置
- STEP 4 現地にて、スモークマシーンによる実験を行い検討
- STEP 5 施設側にて、喫煙場所周囲にビニールカーテンを施工し、完成



(STEP1 JT分煙試験室)



(STEP5 完成)

通路

ビニールカーテンの中が喫煙場所

結果

喫煙者をビニールカーテン内の喫煙場所に誘導することができ、排気設備により、通路全体に煙が広がることもなくなった。

資料2 JTの取組み

店頭表示貼付推進活動

スペシャル店頭表示

The screenshot shows a webpage with a light blue background. At the top left is the JT logo and the slogan '吸う人も 吸わない人も こっちよい世の中へ。'. To the right, there is a green button labeled 'JTの取組みはこちら' and a text block explaining the page's purpose. Below the header, the main content is titled 'スペシャル店頭表示' and is divided into two columns. The left column is titled '自分で作れる 店頭表示' and features a 'Smile!' sign. The right column is titled '有名飲食店モデルなど 注目店頭表示' and features a sign with two cartoon characters holding a banner. At the bottom left, there is a green button labeled '戻る'.

JT 吸う人も 吸わない人も こっちよい世の中へ。

分煙をお考えの方へ
このページは、オリジナルの「店頭表示」を作成をサポートするページです。その他の分煙に関する情報や手法については、JTの取組みをご参照ください。

JTの取組みはこちら

◀ トップに戻る

自分で作れる
店頭表示

スペシャル店頭表示

分煙.com
オリジナル店頭表示

有名飲食店モデルなど
注目店頭表示

Smile!

分煙いっす

「分煙.com」オリジナルの店頭表示
3種類から、ご自身の店舗の喫煙環境
に合わせてカスタマイズすること
ができます。

有名店で実際に貼られている
店頭表示や飲食専門誌などで
紹介された店頭表示もあります。
※一部の店頭表示は、印刷、PDF化
することができないものがあります。

戻る

資料2 JTの取組み

店頭表示貼付推進活動

オリジナル店頭表示

JT 吸う人も 吸わない人も こちよい世の中へ。

分煙をお考えの方へ
このページは、オリジナルの「店頭表示」を作成をサポートするページです。その他の分煙に関する情報や手法については、JTの取組みをご参照ください。

JTの取組みはこちら

◀ トップに戻る

自分で作れる
店頭表示

タイプ 形 文字編集 背景 アイコン 印刷

ベースとなるタイプを選択できます。

禁煙時間帯
11:00~14:00

喫煙時間帯
14:00~20:00

土日・祝日は対象外

禁煙時間帯
11:00~14:00

喫煙時間帯
14:00~20:00

禁煙席
1階

喫煙席
2階

時間分煙 空間分煙 禁煙 喫煙

資料3 健康増進法の認知率と対策状況

健康増進法

- 「健康増進法第25条」(2003年5月施行)

- 第二節 受動喫煙の防止

- 第二十五条

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

アンケート結果

健康増進法認知率(大阪府)

調査結果

(2) 受動喫煙防止対策に関する知識について

「飲食店の施設管理者も健康増進法第25条により、受動喫煙を防止するよう努めなければならないことを知っている」と回答した者の割合は60.0%で「知らない」と回答した者の割合は35.0%であった

【大阪府「飲食店における受動喫煙防止に関するアンケート」調査結果より】

資料3 健康増進法の認知率と対策状況

健康増進法認知率と対策状況(神奈川県)

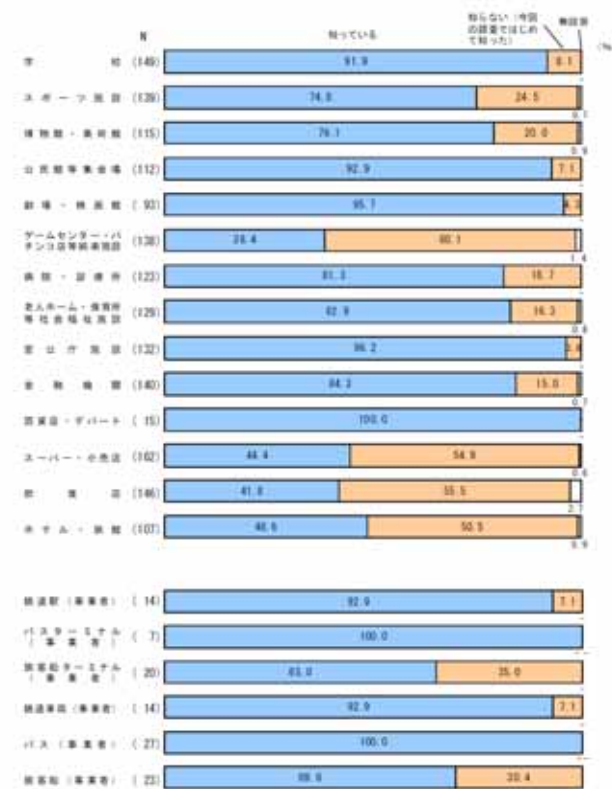
第3章 受動喫煙防止対策の実施状況

(1) 受動喫煙防止対策の実施状況

第2章 健康増進法第25条(受動喫煙の防止)の認知度

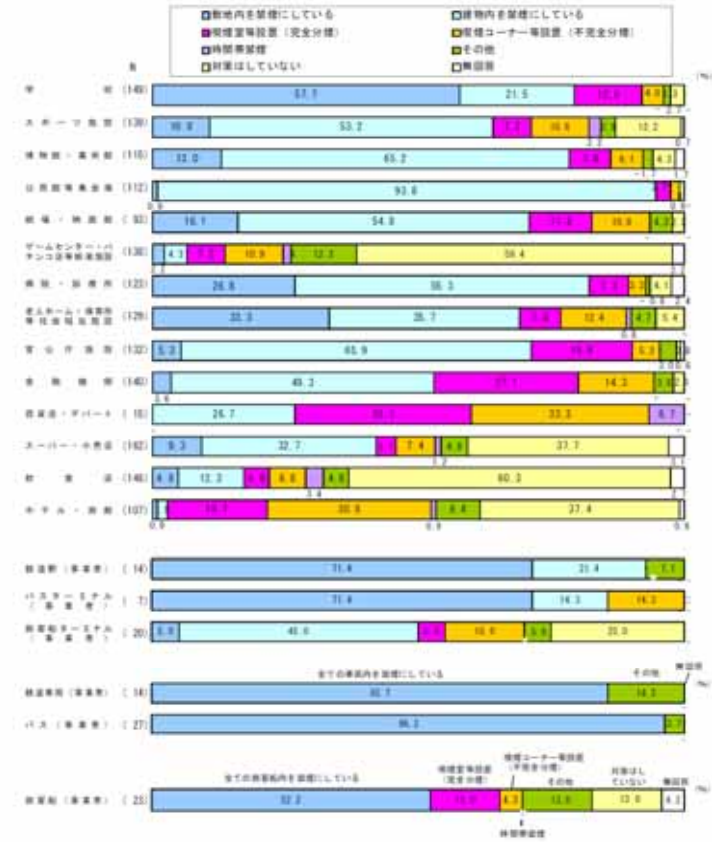
問2 「受動喫煙」とは、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。
あなたは健康増進法第25条で、学校、病院など多くの人が利用する施設の管理者は、利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない、と定められていることをご存知ですか。次の中から1つ選んでください。(〇は1つ)

<図表2-1-1>



問3 貴施設における受動喫煙を防止するための対策状況を次の中から1つ選んでください。
なお、建物内において、利用者等が使用する部分と専ら従業員が使用する部分とで対策が異なる場合には、主として利用者等が使用する部分の対策をお答えください。(〇は1つ)

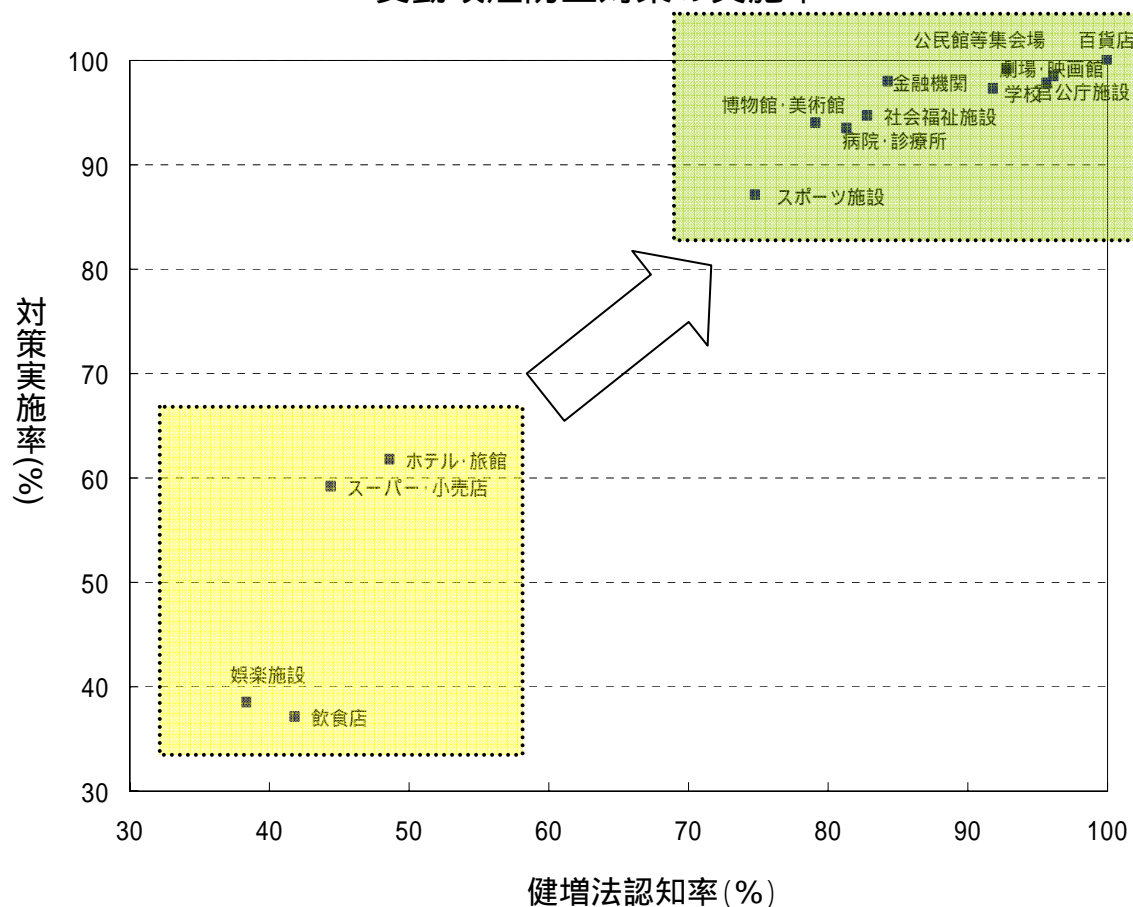
<図表3-1-1>



資料3 健康増進法の認知率と対策状況

健康増進法認知率と対策の相関(神奈川県)

神奈川県「受動喫煙に関する施設調査」における
健康増進法第25条(受動喫煙の防止)の認知度 1と
受動喫煙防止対策の実施率 2



「受動喫煙に関する施設調査」
対象： 神奈川県内に所在する健康増進法
第25条対象施設
標本抽出法：無作為抽出
調査期間： 2007年10月17日～10月31日
有効回収数：学校 149、スポーツ施設 139、
博物館・美術館 115、公民館等集会所 112、
劇場・映画館 93、ゲームセンター等娯楽施設 138、
病院・診療所 123、老人ホーム等社会福祉施設 129、
官公庁施設 132、金融機関 140、
百貨店・デパート 15、スーパー・小売店 162、
飲食店 146、ホテル・旅館 107

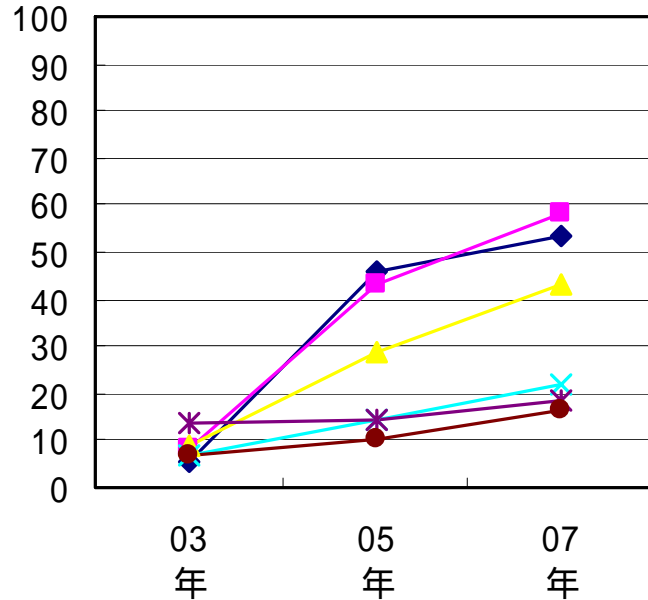
1設問「あなたは健康増進法第25条で、学校、病院などの多くの方が利用する施設の管理者は、利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない、と定められていることをご存知ですか。」
回答選択肢「知っている、知らない(今回の調査ではじめて知った)」

2設問「貴施設における受動喫煙を防止するための対策状況を次の中から1つ選んでください」
回答選択肢「敷地内を禁煙、建物内を禁煙、喫煙室や喫煙席、喫煙フロアを設置し、煙が喫煙場所から禁煙場所に流れないようにしている、喫煙コーナーや喫煙席、禁煙席を設置しているが、煙が喫煙場所から禁煙場所に流れることがある、昼食時間帯などの一定の時間帯は、禁煙にしている、その他、対策はしていない」
なお、本「施設調査」は、この設問以降から(何らかの対策をしている)と対策はしていないとに分けて設問を設けているため、ここではからと回答した施設の合計より「受動喫煙防止対策の実施率」を算出している

資料4 禁煙・分煙化の進展状況

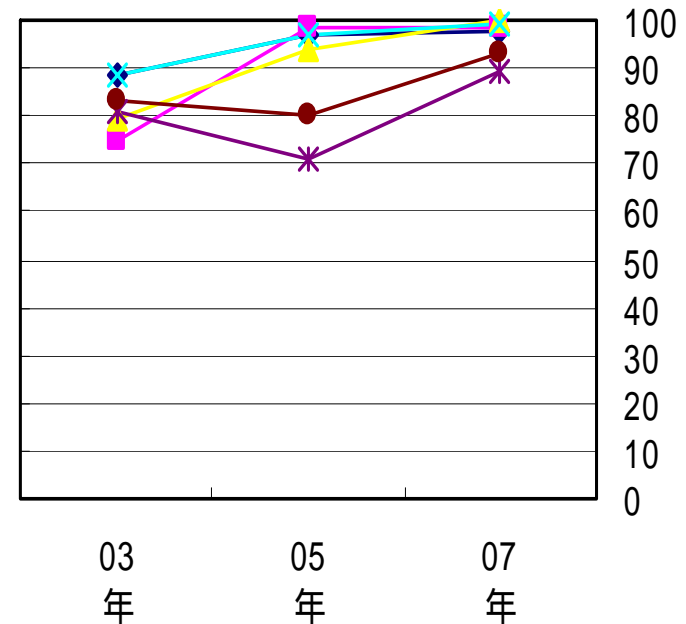
主な健康増進法第25条対象施設

% 全面禁煙



(n = 2003年,2005年,2007年)

% 禁煙 + 分煙



- 2003年、2005年、2007年 JT調べ
- 表は、有職者 従業員数10人以上のオフィスに勤務 年齢20歳以上、の3点を全て満たす方に対し、業種やオフィスの喫煙環境などに関するインターネットを用いたアンケート調査を実施し、その結果をまとめたもの
- オフィスの喫煙状況に関する設問は「あなたのお勤め先のビル(建物)全体での喫煙はどのようになっていますか。(共有スペースを含む)」、回答選択肢は「全て禁煙である 喫煙可能な場所が指定されている 概ねどこでも喫煙できる」。表の「全面禁煙」は、「禁煙 + 分煙」は と の合計

資料5 東京都の取組み

【経緯】

- 2003年 6月 東京都受動喫煙防止ガイドライン策定
- 2008年 8月～2010年 2月 飲食店の受動喫煙防止対策検討会 開催(全6回)
- 2010年 2月 検討会の報告書がまとめられる
- 2011年10月 東京都受動喫煙防止ガイドライン改正

【改正ガイドラインの主な内容】

1. 基本的な考え方

- ・受動喫煙による健康への悪影響を排除し、誰もが快適な公共空間と職場環境とするために受動喫煙防止対策が求められる
- ・受動喫煙防止対策には、喫煙者と非喫煙者の相互の理解が必要
- ・都民や施設の管理者等が自主的に取組を開始することが重要
- ・公共の場および職場では特に積極的な受動喫煙防止対策が必要

2. 受動喫煙防止の方法

- ・受動喫煙防止の方法は、空間全体の「禁煙」と空間の「分煙」のふたつ
- ・公共の場所では原則として禁煙とすべき。但し、施設の種類、態様や利用者のニーズ等に応じて、喫煙可能区域を設定することは可能。この場合には、厚生労働省の「分煙効果判定基準策定検討会報告書」を踏まえて、適切な対策を行うことが必要

3. 推進にあたっての役割

- 都、区市町村、民間企業等は、各々の立場で、様々な機会を利用して喫煙と健康に関する知識や、受動喫煙防止対策の意義、喫煙マナー等についての普及啓発を行っていくことが必要

資料6 飲食店での規制影響

「神奈川県受動喫煙防止条例による経済損失が3ヵ年で237億円にもなる!」
といった規制による経済影響を伝える報道が以下の媒体でなされている

| | | |
|---------------|--------------|--------|
| • 2011年3月号 | 近代食堂 | 【別紙参照】 |
| • 2011年3月18日号 | 週刊ホテルレストラン | 【別紙参照】 |
| • 2011年4月号 | カフェアンドレストラン | 【別紙参照】 |
| • 2011年4月号 | 近代食堂 | 【別紙参照】 |
| • 2011年4月号 | 月刊食堂 | 【別紙参照】 |
| • 2011年5月号 | 月刊飲食店経営 | 【別紙参照】 |
| • 2011年5月20日号 | 日刊ゲンダイ | |
| • 2011年5月24日号 | FLASH | |
| • 2011年5月25日号 | Newsweek日本版 | |
| • 2011年6月14日号 | SPA! | |
| • 2011年7月号 | カフェアンドレストラン | 【別紙参照】 |
| • 2011年8月号 | カフェアンドレストラン | 【別紙参照】 |
| • 2011年8月号 | 月刊飲食店経営 | 【別紙参照】 |
| • 2012年4月17日号 | 日刊ゲンダイ | |
| • 2012年4月25日号 | スポーツニッポン | |
| • 2012年5月16日号 | フジサンケイビジネスアイ | |

資料6 飲食店での規制影響 報道(アイルランド・英国)

諸外国における喫煙場所規制の影響に関し、飲食店の売上減少や酒類の売上減少などの影響を伝える数多くの報道の一部

● アイルランド

“DIAGEO社はアイルランドでのビール販売が5%低下したと昨日発表。同社によると全面禁煙により顧客が自宅で飲食する傾向が高まったことによるとのこと”

The Irish Times 2005年9月2日

● 英国

“この夏中、リノベーション工事が各地で行われた。7月1日のデッドライン(全面禁煙)に向けて、適切な屋外エリアを作るため数百万ポンドの費用が費やされた”

Irish Post 2007年7月27日

“BII(英国パブ協会)およびFLVA(英国自営酒類販売店協会)加盟店2708軒を対象に行われた調査によれば、イングランドおよびウェールズのパブの売上は、喫煙場所規制導入後7.3%減少したという”

“BIIは、今後3、4年以内に5000軒のパブが廃業するだろうと予想している”

“FLVAのCEOのTony Payne氏は、「伝統的な労働者向けのパブが一番の打撃を受けた。屋外で喫煙者に対応するスペースのない店はとりわけである」と語った”

Publican 2007年12月17日

資料6 飲食店での規制影響

報道 (アメリカ・ドイツ・フィンランド)

諸外国における喫煙場所規制の影響に関し、飲食店の売上減少や酒類の売上減少などの影響を伝える数多くの報道の一部

● アメリカ

“経済学者のRobert FleckおよびAndrew Hanssen両氏は、25年間にわたりカリフォルニア州の267都市の四半期ごとのレストラン売上データを分析した”

“その結果、州による喫煙禁止措置の影響は約4%で、統計的に有意であった”

The Regional Economist 2008年1月号

● ドイツ

“ドイツホテルレストラン協会 (DEHOGA) によれば、喫煙禁止措置により人々が外食することが減り、2007年から規制適用を受けた店舗の15%は売上が約50%減少したという。”

Deutsche Welle 2008年1月14日

● フィンランド

“Finnish Hotel and Restaurant Associationの調査結果によれば、2007年夏にフィンランドで施行されたレストランの喫煙場所規制法により、食事よりも飲酒の比重が大きいパブやレストランでの売上がほぼ3分の1減少した。また15%のレストランで雇用が減少した”

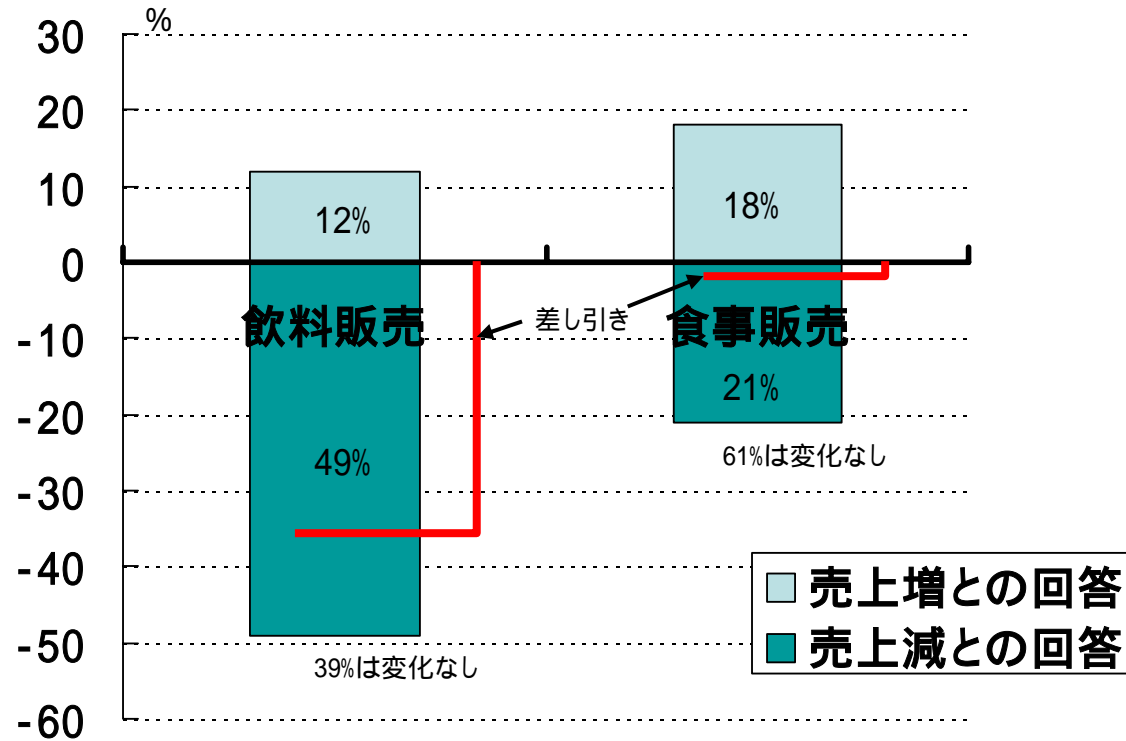
Esmerk Finnish News 2007年12月28日付

資料6 飲食店での規制影響 調査報告(売上増減)

- 英国(スコットランド)
 - 酒類販売は減少、食事の販売へは影響はわずか

屋内喫煙禁止法施行後、お店の売上に変化はありましたか？

ホテル、レストラン、
パブ等酒類免許
交付の飲食店36
5店(有効回答
数)を対象にアン
ケート調査



出典: 06年7月酒類免許業界調査報告
スコットランド酒類免許業協会

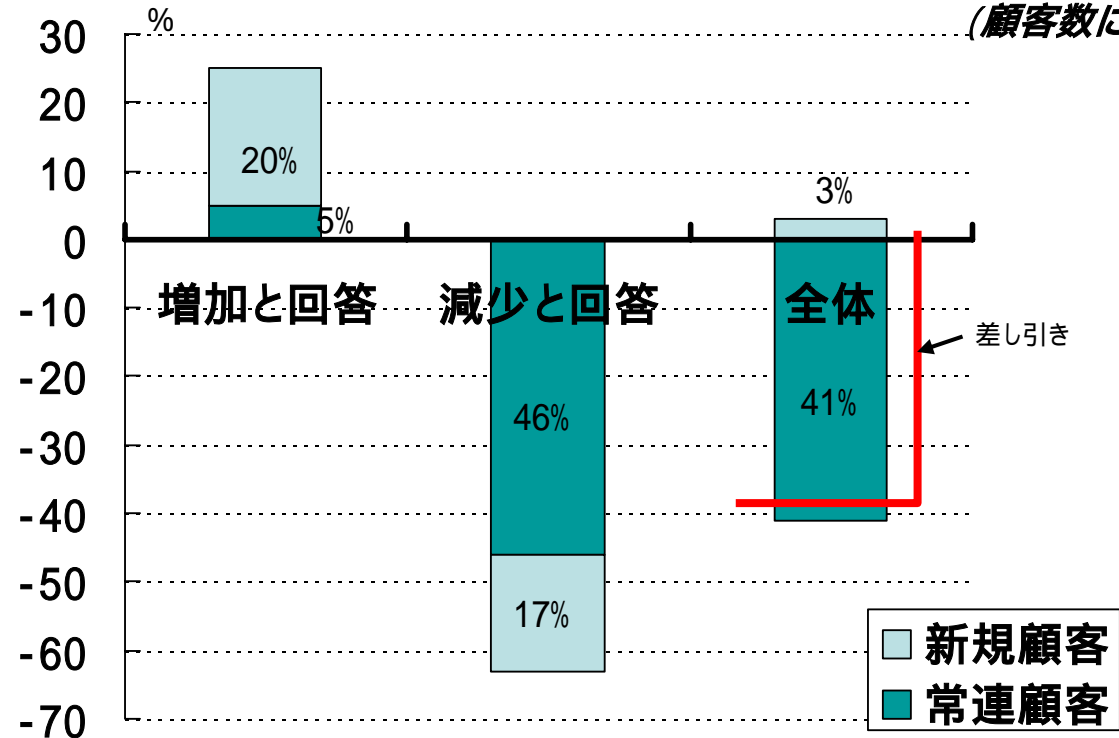
資料6 飲食店での規制影響 調査報告(客数増減)

- 英国(スコットランド)
 - 常連顧客の減に対し新規顧客増が伸びず、客足にも影響あり

屋内喫煙禁止法施行後、顧客の態度に変化はありましたか？

(顧客数に関して)

ホテル、レストラン、パブ等酒類免許交付の飲食店365店(有効回答数)を対象にアンケート調査



出典: 06年7月酒類免許業界調査報告
スコットランド酒類免許業協会

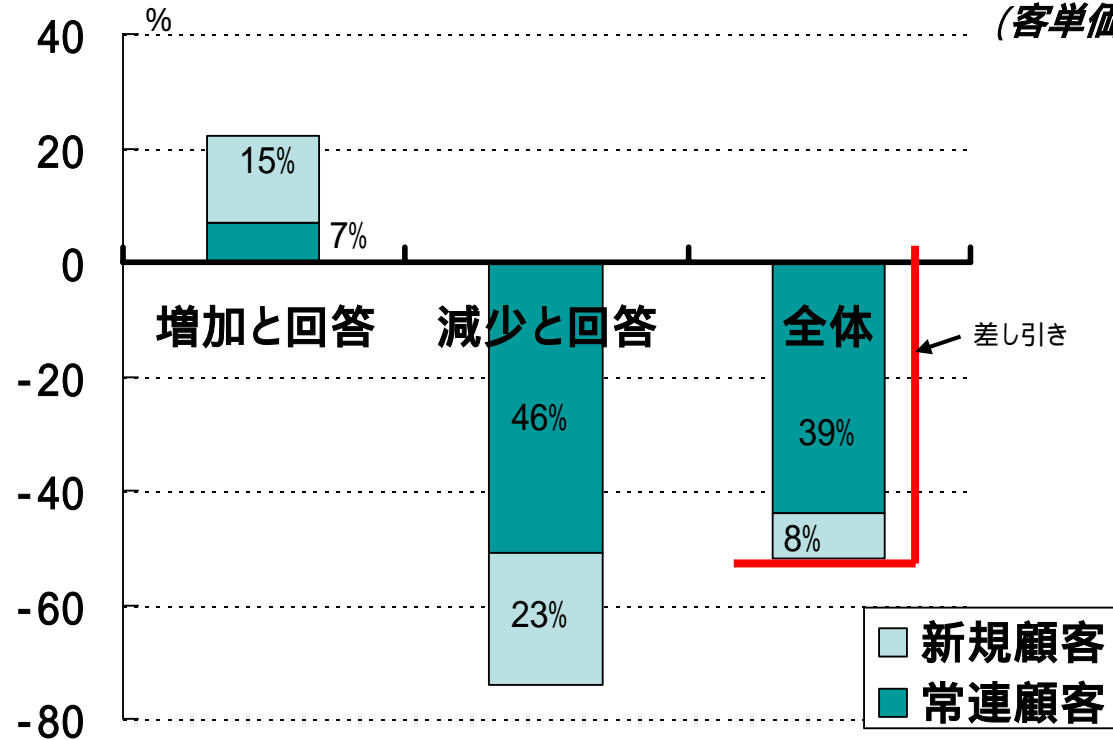
資料6 飲食店での規制影響

調査報告(客単価)

- 英国(スコットランド)
 - 顧客の消費支出にも影響あり

ホテル、レストラン、パブ等酒類免許交付の飲食店365店(有効回答数)を対象にアンケート調査

屋内喫煙禁止法施行後、顧客の態度に変化はありましたか？
(客単価に関して)



出典:06年7月酒類免許業界調査報告
スコットランド酒類免許業協会

資料6 飲食店での規制影響 設備投資(屋外喫煙場所確保)

- 英国における屋外喫煙場所確保のための設備投資競争の例

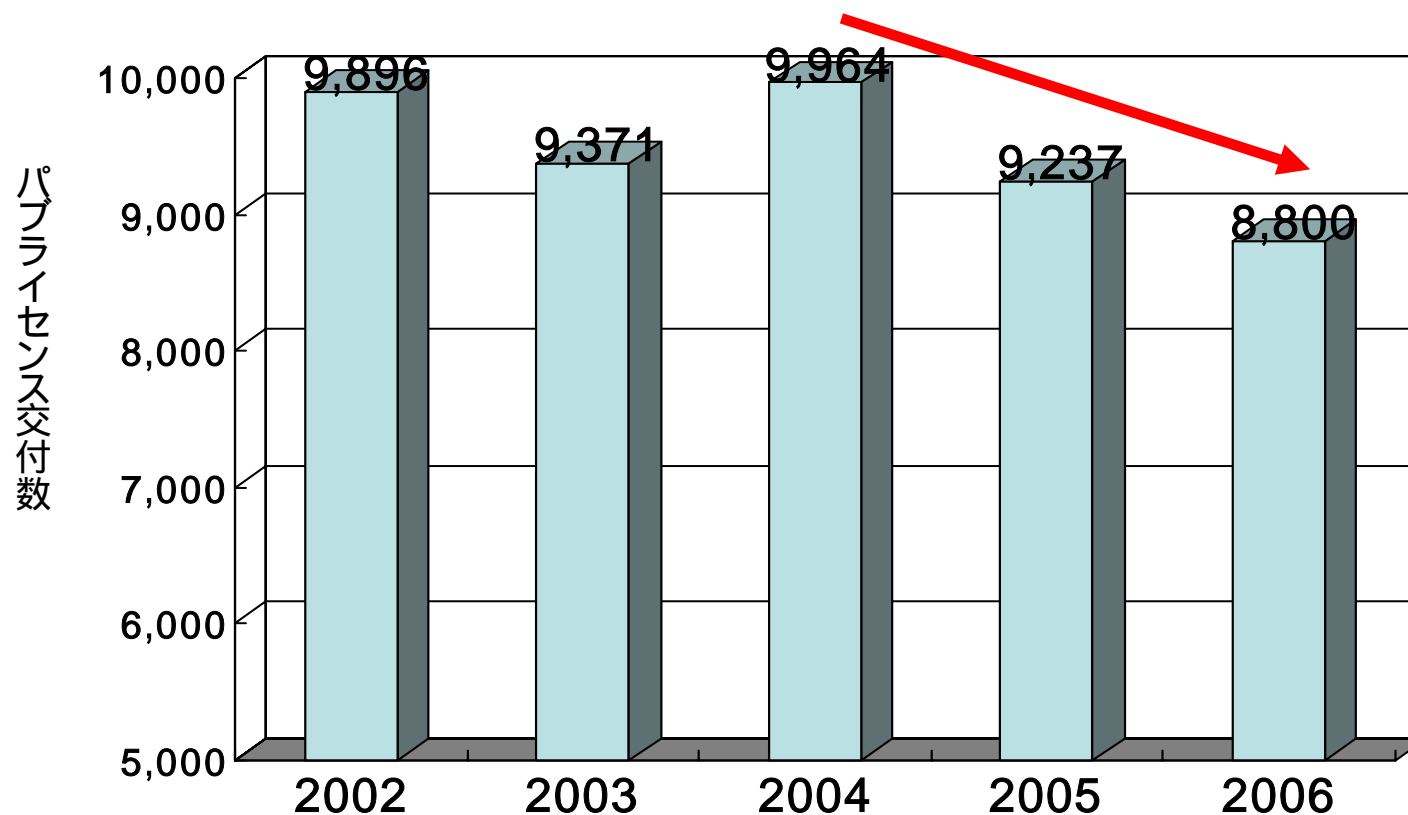


資料6 飲食店での規制影響

パブライセンス交付数(アイルランド)

- アイルランド

- 屋内喫煙禁止以降パブライセンスの交付総数が減少



出典: アイルランド歳入委員会

注: 2006年の数値は同委員会の記者発表に基づく速報概算値)

資料6 飲食店での規制影響

屋内喫煙禁止法施行時期(英国・アイルランド)

- 屋内喫煙禁止法の施行時期
 - 英国
 - スコットランド・・・2006年3月
 - ウェールズ・・・2007年4月
 - 北アイルランド・・・2007年4月
 - イングランド・・・2007年7月
 - アイルランド
 - 2004年1月より施行

資料7 喫煙スペース設置のコストイメージ

新しい分煙効果判定基準の入口風速 (**0.2m/s**) を担保するには、約1,500 m³/hの排気風量が必要。(注1)

オフィスビルにおける排気ダクト増強工事費(注2)の一般的な目安は以下のとおり

～ 800m³/h : 約300万円

800～1,200 m³/h : 約400万円

1,200～1,500 m³/h : 約500万円

注1) 入口1箇所(2m²)の場合

注2) 電気設備工事、防災設備工事等を除く

新しい分煙効果判定の基準

屋内における有効な分煙条件

| 1) 排気装置(屋外へ強制排気)による場合 | |
|-------------------------|---|
| 判定場所その1 喫煙所と非喫煙所との境界 | (1) デジタル粉じん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し漏れ状態を確認する(非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと) (2) 非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ(0.2m/s以上) |
| 判定場所その2 喫煙所 | (1) デジタル粉じん計を用いて時間平均浮遊粉じん濃度が0.15mg/m ³ 以下 (2) 検知管を用いて測定した一酸化炭素濃度が10ppm以下 |
| 2) 空気清浄機による場合 | |
| 判定場所その1 喫煙所と非喫煙所との境界 | (1) デジタル粉じん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し漏れ状態を確認する(非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと) (2) 非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ(0.2m/s以上) (3) ガス状成分について適切な方法で濃度を測定し、喫煙所からの漏れ状態を確認する(現在、その手法は確立されていない) |
| 判定場所その2 喫煙所 | (1) デジタル粉じん計を用いて時間平均浮遊粉じん濃度が0.15mg/m ³ 以下 (2) 検知管を用いて測定した一酸化炭素濃度が10ppm以下 (3) ガス状成分について適切な方法で濃度を測定し、その値がある一定以下であること(現在、その手法は確立していない) |

大気環境全体を視野に入れた場合の条件は1)に以下を追加

| |
|--|
| (1) 大気環境基準が設定されている浮遊粒子状物質濃度の1時間値が0.2mg/m ³ を超えないこと |
| (2) 大気環境基準が設定されているガス状物質のうち、1時間値があるもの(二酸化硫黄が0.1ppm、オキシダントが0.06ppm)は、その濃度を超えないこと |

実際の喫煙スペース工事の総費用は、

施行事例1

喫煙所総面積 : 33.00m² 排気風量 : 4,000m³/h 総費用 : 2,130万円

施行事例2

喫煙所総面積 : 34.58m² 排気風量 : 2,300 m³/h 総費用 : 1,600万円

施行事例3

喫煙所総面積 : 21.00m² 排気風量 : 2,500 m³/h 総費用 : 1,034万円